

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年2月1日

世田谷区

### 1. 業務の概要

#### (1) 契約件名

「(仮称) 世田谷名木百選」基礎調査業務委託

#### (2) 目的

世田谷区では、昭和61年度に世田谷のみどりの特徴づけるものとして、大木、由緒・伝説のある樹木100種148本4箇所を「世田谷名木百選」として選定した。これらの樹木は、いずれも地域の歴史を今に伝え、みどりを愛する心を育む貴重な街の財産として存在してきたが、選定から30年以上が経過し、樹木の状況や取り巻く環境も大きく変化している。

本業務は、樹木に対する区民の関心をより高め、みどりの保全に対する区民意識を醸成することを目的に、昭和61年度に選定された「世田谷名木百選」について、現況把握を行うとともに、区民から新たな樹木を公募し、再選定を実施するための選定委員会の運営補助等を実施し、新たな冊子の作成及び区民に広く知らしめるPR手法等を策定することを委託するものである。

#### (3) 業務内容(案)

以下の①～⑧の業務を行うこと。

(平成30年度：①～④、⑥、⑧ 平成31年度：③～⑧)

##### ①策定スケジュールの作成

本件業務を円滑かつ効果的に進めるため、区担当課と十分な打合せを行い、平成30年度から平成31年度までの実施計画書及び工程表を作成し、提出すること。

##### ②現況把握・分析

「世田谷名木百選」について、過去に実施した選定経緯及び結果資料を活用して世田谷の名木について多面的に把握・分析し、特性や課題を洗い出す。また、現地調査を行い、過去に選定された樹木の現況について調査し、「基礎調査結果報告書」として提出すること。

##### ③区民による推薦の公募要件の検討及び印刷物の作成

区民の意見を把握するため、名木への推薦(自薦・他薦)を実施する際の公募要件を検討すること。また、公募のためのポスター等の制作・印刷を行うこと。公募期間については、平成31年3月から10月を予定。

##### ④PR手法及び区民参加イベントの企画

公募開始前・公募中・公募後の期間において、より多くの区民に周知できるようなプロモーション手法や区民参加型のイベントを企画し提案すること。

##### ⑤展覧会用写真の作成

選定された樹木について、現地にて写真撮影をし、展覧会開催までに納品すること。また、写真のデータについても別途PDF形式にて納品すること。

##### ⑥選定委員会の運営補助

学識経験者等によって構成される選定委員会(計6回程度)の運営補助を行う。

##### ⑦「(仮称) 世田谷名木百選」の版下作成(冊子、MAP、チラシ)

##### ⑧報告書の作成(成果資料及び打合せ記録等)

#### (4) 成果品

(平成30年度：①、②、⑤、⑥ 平成31年度：③～⑥)

##### ①基礎調査結果報告書

②公募ポスター B3 1000部 A4 5000部

##### ③展覧会用写真

④「(仮称)世田谷名木百選」冊子、MAP、チラシの版下データ

⑤報告書(A4判)1式

⑥上記①②③⑤の電子データ(PDF形式及び原データをCD-Rに格納)各1部

(5) 履行期間

平成30年4月中旬から平成32年3月31日まで(予定)。

(平成30年度から平成31年度までの2ヵ年。委託契約は年度ごとに行い、履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として契約を行う。)

2. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有すること。

(3) 世田谷区から指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。

(4) 過去5年間(平成24年度から平成28年度)に国または地方公共団体において、同種又は類似業務に携わった実績を有すること。

「同種業務」: 国または地方公共団体から受託した、動植物・植生に係る調査又はみどりに関するイベント企画業務等。(現況調査から報告書・計画書、パンフレットの作成、イベント企画等)

「類似業務」: 国または地方公共団体から受託した、環境に係る印刷物作成またはイベント企画業務等。

(5) 樹木医の資格を有する技術者を本業務に従事させること。なお、樹木医に関しては再委託も可とする。(再委託をする場合は、5. 担当部署に記載する区担当課の承認を事前に得ること)

(6) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

(7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書の提出を受けて参加資格の確認を行い、該当者が4社以上の場合、以下の項目について評価し、提案書の提出予定者を3社程度に決定する。提案書の提出予定者には、プロポーザル招請通知を、平成30年2月16日(金)までに電子メール及び書面により送付する。

- ・企業実績
- ・業務実施体制
- ・予定技術者実績(管理技術者、担当技術者)
- ・過去の成果品

4. 提案書を特定するための評価基準

- ・業務実施方針(①業務内容の理解度、②工程計画の妥当性)
- ・特定テーマに対する提案(①的確性、②実現性、③独創性)
- ・資料作成能力
- ・ヒアリングによる説明、質疑応答
- ・見積金額の妥当性

5. 手続き等

(1) 担当部署

世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課崖線・湧水保全担当(城山分庁舎1階)

住所 〒154-8504 世田谷区世田谷4-24-1

電話 03(5432)2282

FAX 03(5432)3083

(2) 説明書の交付期間、場所

①交付期間

平成30年2月1日(木)～2月14日(水)  
土日祝日を除く8時30分から17時まで(厳守)

②交付場所

世田谷区みどりとみず政策担当部みどり政策課(城山分庁舎1階)窓口にて配布及び  
世田谷区ホームページに掲載

HP 

世田谷区トップページ	→	くらしのガイド	→	住まい・街づくり・交通	→	みどり・環境	→
みどりとみずに関する事業、イベント等		→		みどりとみずに関する事業等			

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法

①提出期限

平成30年2月14日(水)17時まで(厳守)

②提出先

(1)に同じ

③方法

持参または郵送

(4) 提案書の提出期間、提出先及び方法

①提出期間

平成30年2月16日(金)8時30分～3月16日(金)17時まで(厳守)

②提出先

(1)に同じ

③方法

持参または郵送

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：有

平成30年度「(仮称)世田谷名木百選」基礎調査業務委託

平成31年度「(仮称)世田谷名木百選」選定支援業務委託

ただし、1(5)記載の条件等による。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。